

さいたま市家庭ごみ収集所看板修正シール・啓発物掲示等業務仕様書

1 件名

さいたま市家庭ごみ収集所看板修正シール・啓発物作成・掲示等業務

2 履行期間

令和8年11月27日（金）から令和9年6月30日（水）まで

3 業務の目的

令和8年10月から製品プラスチックの回収を開始し、また令和9年4月からリチウムイオン電池等の回収を開始することに伴い、既存の家庭ごみ収集所看板の表示内容を修正するとともに、啓発ポスターのデータを作成し、各収集所に掲示することで、市民への周知及び適正なごみ分別の促進を図ることを目的とする。

4 業務の内容

(1) ごみ収集所への貼付作業

ア 修正シール及び啓発ポスターを、約43,000か所の家庭ごみ収集所へ貼付すること。

イ ポスターは、既存のものを切り取り、看板の長辺または短辺をのりしろとして、従来貼付していた箇所以外の場所に貼付するものとする。

なお、ポスターは、収集所看板の上下辺に接着剤または粘着テープを使用し、看板の上から確実に貼り付けること。

貼付位置及び方法の詳細は別紙のとおりとする。

ウ 修正シールは、既存の収集所看板の分別区分枠からはみ出さないよう、正確に貼付すること。

エ 貼付作業に必要な接着剤、粘着テープ、工具その他の物品は、すべて受託者の負担とする。

オ 貼付対象となる収集所の一覧は、市が受託者に提供する。

カ 作業実施状況については、収集所一覧に作業結果を追記し、作業完了後に市へ報告するものとする（電子データでの提出可）。

キ 作業を実施したすべての箇所について、貼付後の状況が確認できる写真を撮影し、整理・保存のうえ、提出又は提示できる状態とすること。

(2) 啓発ポスターのデータ作成

ポスターについて、デザイン制作並びに印刷用データの作成を行うこと。

作成するデータは、以下の仕様を満たすものとする。

- ・印刷用データ（PDF形式）

- ・校正・確認用データ（PDF形式）

校正については、原則4回までとする。

- ・サイズ：A4判

- ・解像度：印刷に適した解像度とする。

5 成果品

成果物	提出期限	数量
事業報告書（電子データ）	別途協議	詳細版・概要版 各 1 部

6 権利の帰属

本委託業務の実施により作成された成果品に係る著作権等一切の権利は、さいたま市に帰属するものとする。

7 打合せ等の実施

受託者は、業務を円滑に実施するため、業務開始前に委託者と打合せを行うこと。また、委託者又は受託者が必要と認める場合には、随時打合せを行い、適切な業務遂行に努めること。

8 契約内容の変更

契約締結後に仕様の変更が必要となった場合は、委託者及び受託者が協議のうえ、業務の円滑な履行に支障を来さないよう必要な措置を講じるものとする。

9 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部については再委託することができる。
- (2) 再委託を行う場合は、再委託の業務内容及び再委託先を明記した書類を作成し、市の承認を得ること。
- (3) 再委託を行う場合は、必ず再委託先と契約を締結すること。なお、契約書の様式は任意とする。

10 委託料の請求及び支払

委託料の請求は、業務完了後、1 回払いとする。

11 留意事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、委託者の指示に従うものとする。

12 業務スケジュール

本業務の実施スケジュールは、以下を標準とし、詳細については業務開始後、市と受託者で協議のうえ決定するものとする。

- (1) 啓発ポスターのデータ作成 令和 8 年 1 1 月下旬～1 2 月下旬
- (2) 貼付作業 令和 9 年 4 月初旬～6 月下旬
- (3) 事業報告書の提出 令和 9 年 6 月下旬

